

平成26年第5回羽幌町議会臨時会会議録

○議事日程（第1号）

平成26年9月1日（月曜日） 午後 1時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 承認第 4号 専決処分の承認について
「平成26年度羽幌町一般会計補正予算」（第4号）
- 第 6 議案第42号 天売小中学校再生可能エネルギー設備等導入工事請負契約について
- 第 7 議案第43号 平成26年度羽幌町一般会計補正予算（第5号）

○出席議員（10名）

1番 森 淳 君	2番 金 木 直 文 君
3番 小 寺 光 一 君	4番 寺 沢 孝 毅 君
5番 船 本 秀 雄 君	7番 平 山 美 知 子 君
8番 橋 本 修 司 君	9番 駒 井 久 晃 君
10番 熊 谷 俊 幸 君	11番 室 田 憲 作 君

○欠席議員（1名）

6番 磯 野 直 君

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	舟 橋 泰 博 君
副 町 長	石 川 宏 君
教 育 長	山 口 芳 徳 君
監 査 委 員	鈴 木 典 生 君
会 計 管 理 者	今 野 睦 子 君
総 務 課 長	井 上 顕 君
総 務 課 長 補 佐	酒 井 峰 高 君
総 務 課 主 幹	丹 羽 浩 二 君
総 務 課 総 務 係 長	伊 藤 雅 紀 君

総務課企画室	熊谷裕治君
政策推進係長	三浦義之君
財務課長	葛西健二君
財務課財政係長	安宅正夫君
建設水道課長	笹浪満君
建設水道課主幹	三上敏文君
建設水道課主幹	小笠原聡君
建設水道課	江良貢君
土木係主査	鈴木繁君
産業課長	渡辺博樹君
産業課長補佐	佐々木慎也君
産業課主幹	春日井征輝君
産業課農政係長	
学校管理課長	

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	藤岡典行君
総務係長	清水聡志君
書記	逢坂信吾君

◎開会の宣告

○議長（室田憲作君） ただいまから平成26年第5回羽幌町議会臨時会を開会します。

（午後 1時30分）

◎町長挨拶

○議長（室田憲作君） 町長から議会招集挨拶の申し出がありますので、これを許します。
町長、舟橋泰博君。

○町長（舟橋泰博君） 平成26年第5回羽幌町議会臨時会の招集に当たりまして、議員の皆様には何かとご多忙のところご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

今年の夏は、十勝管内音更町において北海道で観測史上最高に並ぶ37.8度を記録するなど、全国的に異常気象となり、全国各地や北海道内においては集中豪雨による土砂災害が多数発生し、多くのとうとい命が犠牲となったところであります。一部の方は、現在においても避難生活を余儀なくされており、この場をおかりいたしましてお亡くなりになられた皆様のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された方々の一日も早い復興を心より願っているところであります。

また、既に報道等でご承知のこととは存じますが、本町におきましても8月4日から5日にかけての記録的な大雨により道路や田畑等が冠水するなど、我々の生活に大きな被害を受けたところであります。幸いにも人的被害はありませんでしたが、自然の猛威を改めて思い知らされたところであり、被災箇所の復旧に向けて早急に作業を進めているところであります。なお、詳細につきましては後ほど行政報告で申し上げさせていただきます。

さて、本臨時会に提案いたしております審議案件は、補正予算に伴う専決処分の承認1件、議案として工事請負契約1件、26年度補正予算案1件の合わせて3件でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。招集の挨拶とさせていただきます。

◎開議の宣告

○議長（室田憲作君） これから本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（室田憲作君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、

8番 橋本修司君 9番 駒井久晃君
を指名します。

◎会期の決定

○議長（室田憲作君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(室田憲作君) 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長(室田憲作君) 日程第3、諸般の報告を行います。

本日の欠席届は、6番、磯野直君であります。

会議規則第21条の規定により、本日の議事日程表は配付いたしましたので、ご了承願います。

次に、地方自治法第121条の規定により、本臨時会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表として配付してありますので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長(室田憲作君) 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長、舟橋泰博君。

○町長(舟橋泰博君) 8月4日から5日にかけての大雨による被害状況について報告を申し上げます。

本年は、全国各地で猛暑や大雨などの異常気象となり、本町におきましても記録的な大雨による被害が出たところであります。8月4日の16時ごろより5日の12時ごろにかけて断続的に降り続いた雨は、羽幌観測所で観測史上最大値となる24時間雨量が159.5ミリを記録いたしました。この大雨の影響により、住宅や道路などに浸水や崩壊の被害が発生し、また河川が増水したことにより一部の地域において氾濫が発生し、河川敷地及び川沿いの田畑が冠水するなど我々の生活に大きな被害をもたらしたものであります。幸いにも町民の生命に係る被害は発生しなかったものの、実りの秋を迎える農作物に関しましては大きな被害を受けたところであり、農業関係者の皆様を初め被害に遭われた方々に心よりお見舞い申し上げます。

なお、被災箇所の復旧等に向けては、関係機関の協力のもと早急に作業を進めておりますことをご報告申し上げます。

それでは、今回の大雨により発生いたしました被害につきまして、現段階において確定しております内容をご報告させていただきます。まず初めに、住宅の被害であります。床上の一部分の浸水が1棟、床下の車庫などの浸水が2棟となっております。状況といたしましては、被害に遭われました住宅の基礎部分や車庫などの位置が周囲の道路等よりも

低い位置にあることなどから、排水前の雨水がその敷地内に流入し、浸水したものと考えております。なお、いずれの被害におかれましてもふだんの生活に深刻な支障を来すものとならなかったことは、関係者一同安堵したところであります。

次に、農業被害について申し上げます。農業では、流出や埋没等による農地被害が水田、畑を合わせ、面積で約34.5ヘクタール、被害金額で約500万円であり、農作物の冠水や流出、倒伏による被害が水稲、畑作を合わせ、面積で約98ヘクタール、被害金額で約3,030万5,000円となっております。このほか、畦畔の崩壊や水揚げポンプの水没などの営農施設の被害が13件、被害金額で約35万円となっており、用水路や排水路ののり面崩壊などの農業用施設の被害が4件、被害金額で約1,200万円となっております。農業全体では、約4,765万5,000円の被害金額となっておりますが、特に水稲につきましては豊作であった近年と同様の生育状況であったと聞いておりましただけに非常に残念であり、収穫等における今後の作業に支障を及ぼすのではないかと懸念しているところであります。

次に、林業被害について申し上げます。林業では、一般民有林における林道の路面や路肩の崩壊などの被害が3件、被害金額で約780万円となっております。天然林の保護や人工林の整備は、防災面はもとより、農業、漁業など他の産業にも影響がありますことから、被災箇所の早期復旧に向けて対応し、今後における計画的な森林整備を進めてまいりたいと考えております。

次に、土木被害について申し上げます。土木では、河岸の侵食やブロック倒壊などの普通河川の被害が11件、被害金額約1億930万円であり、町道の路肩崩壊の被害が1件、被害金額で約580万円となっております。このほか、町道の橋梁に係る保護護岸の倒壊等の被害が1件、被害金額で約410万円となっております。土木全体では、約1億1,920万円の被害金額となっておりますが、橋梁に係る被害など危険な箇所につきましては現在通行どめとしており、また他の被害箇所につきましても災害復旧事業の採択を受けるため関係機関と調整中であります。

最後になりましたが、町有施設等の関係につきまして申し上げます。町の所管する施設関係につきましては、大雨によりバラ園と朝日公園、また町道の2カ所において冠水し、栄町の6条通りにつきましては通行どめの対応を行ったところであります。また、スポーツ公園にあります池につきましても増水によりあふれる状況となったところであります。いずれの施設におきましても一時的な冠水等であったことから、被害等は発生していない状況にあります。また、平地域における道道が河川の氾濫により通行不可能となり、本地域にお住まいの3世帯6名の方が一時孤立状態となりました。町といたしましては、対象世帯の安否確認を進めるとともに、市街地区への避難など今後の対応について関係機関と協議を進めておりましたが、早い段階において危険の回避と通行可能な状態に復旧したことから、関係者一同安堵したところであります。

今回の被害状況を総括しますと、その被害金額は羽幌町全体で1億7,465万5,0

00円となっております。一日でも早い復旧に向けて対応してまいりたいと考えております。

以上が大雨災害による被害状況を申し上げましたが、関係機関の皆様には災害対応として多方面にわたりご協力賜りましたことにこの場をおかりして御礼を申し上げます。

今回の災害で失ったものは数多くありますが、幸いにも本町では人的被害はありませんでした。今後におきましても人命第一を優先とし、関係機関等のご協力をいただきながら対応してまいりたいと考えております。また、今回の災害を初め他市町村の災害をも教訓に今後も関係機関との綿密な連携と町民の災害に係るさらなる意識の向上を図り、災害の防止に万全を期するべく対応してまいりたいと考えております。

以上を申し上げまして、行政報告といたします。

○議長（室田憲作君） これで行政報告を終わります。

◎承認第4号

○議長（室田憲作君） 日程第5、承認第4号 専決処分の承認について「平成26年度羽幌町一般会計補正予算」（第4号）を議題とします。

本案について承認の内容説明を求めます。

財務課長、三浦義之君。

○財務課長（三浦義之君） 承認第4号 専決処分の承認についてご説明申し上げます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項により報告し、承認を求めるものでございます。

平成26年9月1日提出、羽幌町長。

処分理由は、平成26年度羽幌町一般会計補正予算（第4号）でございます。補正内容は、本年8月4日から5日にかけて発生した大雨の影響による災害復旧関連予算で、早急な対応が必要なことから、専決処分により補正をしたものでございます。

次のページをお開き願います。平成26年8月8日付による専決処分書でございます。

公共土木施設災害復旧事業等に伴う歳入歳出補正について、町議会招集のいとまがないので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたものでございます。

次の補正予算書をお開き願います。既定の予算総額に歳入歳出それぞれ2,880万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ62億9,837万2,000円とするものでございます。

8ページをお開き願います。歳出の補正でございます。歳出で11款災害復旧費、林業施設災害復旧費において測量調査委託料60万円の補正は、中央小川林道の2カ所が雨により崩落したことから、災害復旧工事を実施するための測量調査委託料でございます。

同じく公共土木施設災害復旧費において2,820万円の補正は、雨による河川の増水により朝日地区の河川8カ所と橋梁1カ所、平地区の河川3カ所と道路1カ所が河岸侵食され、護岸崩壊や路肩崩落等の被害が発生したことから、災害復旧工事を実施するための

ものでございます。内容は、測量に伴う除草賃金10万円、打ち合わせ等の特別旅費10万円、測量調査等委託料800万円、公共土木施設災害復旧工事請負費2,000万円でございます。

7ページをお開き願います。歳入でございます。19款繰越金として、前年度繰越金60万円と21款町債として災害復旧整備事業債2,820万円を充てております。

以上、今回補正をいたします予算についての説明内容であります。これは現状での補正予算であり、今後の災害状況により新たな補正が必要となることも考えられますが、事情を考慮いただき、よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（室田憲作君） これから承認第4号 専決処分の承認について「平成26年度羽幌町一般会計補正予算」（第4号）について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから承認第4号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第4号 専決処分の承認について「平成26年度羽幌町一般会計補正予算」（第4号）は原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第42号

○議長（室田憲作君） 日程第6、議案第42号 天売小中学校再生可能エネルギー設備等導入工事請負契約についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、井上顕君。

○総務課長（井上 顕君） それでは、ただいま上程されました議案第42号 天売小中学校再生可能エネルギー設備等導入工事請負契約について、その内容と提案理由をご説明申し上げます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、次のとおり契約を締結する。

平成26年9月1日提出、羽幌町長。

1、契約の目的、天売小中学校再生可能エネルギー設備等導入工事。

2、契約の方法、随意契約。

3、契約金額、金6,372万円。うち消費税472万円含む。

4、契約の相手方、羽幌町南町37番地2、明和電機株式会社代表取締役、茶谷恵一。

提案の理由でございますが、契約の予定価格が5,000万円を超えるため、議会の議

決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

本件につきましては、羽幌町エコアイランド構想に係る取り組みとして、島民及び観光客等420名の収容が可能な天売島最大の避難所、天売小中学校において電力供給遮断時に最低限必要となる機能の確保を図るとともに、日常時における二酸化炭素排出量削減により地球温暖化防止対策の一助となる再生可能エネルギー設備等を導入するものであります。全体計画としましては、天売小中学校敷地内に太陽光発電及び小型風力発電設備から構成される発電システム及び太陽熱利用設備から構成される熱利用給湯システムを整備し、施設へ供給します。次に、蓄電池設備及び蓄熱設備を設け、電力供給遮断時における避難施設への電源供給及び温水供給を行います。次に、避難時の安全確保及び防犯を目的に独立電源型LED街路灯を設置します。

続きまして、これらに係る設備仕様の概要であります。太陽光発電システムでは能力10キロワットの太陽光発電パネル両面受光型ほかを、風力発電システムでは能力1キロワットの小型風車が4基ほかを、蓄電池では能力130キロワットアワーの鉛蓄電池ほかを、太陽熱利用給湯システムでは能力103メガジュール蓄熱タンク約700リットルほかを、LED街路灯では太陽光、風力LED街路灯が2基ほかを、これらが主なものであります。停電時においては天売小中学校全体の電力を賄うことはできませんが、体育館やトイレ、家庭、水産実習室、保健相談室、廊下等における照明、テレビ、パソコン、冷蔵庫、浄化槽、ジェットヒーターなどの電源や温水供給、また学校入り口に設置する街路灯などにより非常時における電源及び安全確保を図るもので、おおむね3日間程度の電力供給を行うものであります。なお、日常時においては電力会社への売電は行いませんが、これらで発電した電力を学校にて使用することとしており、発電量等の計測データを記録、保存いたします。

また、本事業に係る財源につきましては、全額北海道からの北海道再生エネルギー等導入推進事業の公共施設再生エネルギー等導入事業、北海道グリーンニューディール基金を活用し、整備するものであります。

以上、天売小中学校再生可能エネルギー設備等導入工事の概要を申し上げましたが、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（室田憲作君） これから議案第42号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで討論を終わります。

これから議案第42号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(室田憲作君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号 天売小中学校再生可能エネルギー設備等導入工事請負契約については原案のとおり可決されました。

◎議案第43号

○議長(室田憲作君) 日程第7、議案第43号 平成26年度羽幌町一般会計補正予算(第5号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、舟橋泰博君。

○町長(舟橋泰博君) ただいま提案となりました平成26年度一般会計の補正予算につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ335万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ63億172万3,000円とするものであります。

補正をいたします内容は、本年8月4日から5日にかけて発生した大雨の影響により被災した農地の測量及び復旧工事を実施するものですが、被害状況の確認や受益者負担関連で協議が調ったことから、今回の補正となったものでございます。

歳出で11款災害復旧費、農業施設災害復旧費において測量調査等委託料35万1,000円と農業用施設災害復旧工事請負費300万円の補正は、上築の農家1軒の水田0.3ヘクタールが山林の地すべりにより畦畔が崩壊し、土砂が流入したことによる測量及び工事請負費でございます。財源につきましては、災害工事請負費300万円のうち20%、60万円を受益者負担金として12款分担金及び負担金の農地災害復旧費分担金に計上し、80%、240万円を14款国庫支出金の農業用施設災害復旧費国庫負担金に計上しております。測量調査等委託料35万1,000円につきましては、前年度繰越金を充てております。

以上、今回補正をいたします予算の内容であります。よろしくご審議、ご承認賜りますようお願い申し上げます、提案の理由とさせていただきます。

○議長(室田憲作君) お諮りします。

審議の方法については、歳入歳出一括して質疑を行い、それぞれ討論、採決の順に従って審議を進めることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(室田憲作君) 異議なしと認めます。

したがって、そのように進めることに決定しました。

これから議案第43号 平成26年度羽幌町一般会計補正予算(第5号)について、歳入歳出一括して質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（室田憲作君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで討論を終わります。

これから議案第43号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号 平成26年度羽幌町一般会計補正予算（第5号）は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（室田憲作君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

したがって、平成26年第5回羽幌町議会臨時会を閉会します。

（午後 1時58分）